

# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の対象
3. 計画の期間
4. 策定の方法
5. 計画の位置付け

## 第2章 大分市の子育てを取り巻く環境

1. 出生数・合計特殊出生率の推移
2. 人口推移と将来推計人口
3. 世帯人員の推移
4. 婚姻数・婚姻率と離婚数・離婚率の推移
5. 未婚率の推移
6. 女性の労働力率

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指す姿
2. 基本理念
3. 基本的な視点
4. 施策の体系

## 第4章 計画の推進体制

1. 計画推進の方策





# 第1章

## 計画の策定に当たって

### 1. 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や地域コミュニティの希薄化、家族形態の多様化などにより、こどもや子育ての環境が大きく変化する中、2012（平成24）年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、大分市では2015（平成27）年2月に「すくすく大分っ子プラン」、2020（令和2）年3月に「第2期すくすく大分っ子プラン」を策定し、この計画に基づき、こども・子育て施策を推進してきました。

こうした中、国は、社会全体としてこども施策に取り組むため、令和5年4月に「こども基本法」を施行するとともに、「こども家庭庁」を設置しました。同年12月に閣議決定された「こども大綱」においては、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、政府におけるこども施策の基本的な方針を示しました。

また、「こども大綱」と同日に閣議決定された「こども未来戦略」においては、今後3年間の集中的な取組としての「加速化プラン」を定める中で、経済的支援の強化や妊娠期からの切れ目のない支援の拡充を図っていくこととしました。

本年度末に計画期間が満了する「第2期すくすく大分っ子プラン」は、こうした国の動向及び県の取組、こどもや子育てを取り巻く社会情勢の変化などを踏まえて見直しを行うとともに、新たな課題への対策等についても計画に反映する中で「第3期すくすく大分っ子プラン」を策定いたしました。

### 2. 計画の対象

大分市子ども条例及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、おおむね18歳までのこどもとその保護者を基本とします。

### 3. 計画の期間

本計画は2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中においても、国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 4. 策定の方法

### ① 策定体制

「第3期すくすく大分っ子プラン」の策定に当たり、計画に広く市民の意見が反映されるように、公募による一般市民や、保健、福祉及び教育の関係者、事業主及び労働者の代表、子育てに関する活動を行う関係団体代表者等で構成する「大分市子ども・子育て会議」でさまざまなご意見をいただきました。また、庁内組織である「すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会」で具体的な施策の検討を行いました。

### ② 市民の意見の反映

計画の策定に当たっては、こども・子育て支援において希望するサービスの内容、子育てに対する意識や生活実態及び意見・要望を把握するため、就学前児童と小学生の保護者を対象に「大分市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。また、中学生や高校生を対象に、結婚や子育てについての考え方などに関するアンケート調査を実施しました。

さらに、こども基本法の趣旨を勘案し、より広い意見を反映させるため、新たに中学生・高校生の保護者や若者に対しアンケート調査を実施するとともに、高校生を対象とした意見聴取の機会などを設けました。

その他、こどもの生活環境や家庭の実態を把握し、こどもの貧困に係る基礎資料とすることを目的に、就学前児童の保護者、小学校5年生の児童とその保護者、中学校2年生の生徒とその保護者を対象にした「大分市子どもの生活実態調査」を実施しました。

計画素案の策定後には市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、市民の意見を聴取しました。

これらの調査等を通して、市民からの意見を踏まえる中で、「第3期すくすく大分っ子プラン」を策定しました。



## 5. 計画の位置付け

本計画は、大分市子ども条例に基づくこどもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画であるとともに、こども基本法に基づく市町村におけるこども施策についての計画である「市町村こども計画」及び子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るための「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法\*において策定を要するとされる事項についても盛り込んでいます。

なお、本計画の実施に当たっては、大分市の市政運営の基本方針となる大分市総合計画を最上位計画とし、また、福祉分野において共通して取り組むべき事項を定めている大分市地域福祉計画や子育て支援の分野に関連する他の既存計画との整合性を図りながら推進します。

